第八条第一項第二号中「第二百条第三項」を「第二百条第二項」に改める。

第九条第一項第十一号中「受益権」の下に「（従たる特定資産に該当するものを除く。）」を加える。

第十二条第一号中「特定目的借入れ」を「特定借入れ」に改める。

第十三条第十一号、第十四条第十五号、第十五条第十号及び第十六条第九号中「場合」の下に「又はその改定があり得る場合」を加え、「確定する」を「確定し、又は改定する」に改める。

第十七条の見出し及び同条第一号中「特定目的借入れ」を「特定借入れ」に改め、同条第四号中「場合」の下に「又はその改定があり得る場合」を加え、「確定する」を「確定し、又は改定する」に改める。

第十八条第一号中「掲げる特定資産」の下に「（従たる特定資産を除く。以下この条において同じ。）」を加え、同条第四号中「、同項第八号又は法第百二十二条第一項第十八号に規定する特定資産の価格につき調査した結果（資産の種類ごとの内訳を含む。）並びに当該調査を行った者（特定資産が不動産（土地若しくは建物又はこれらに関する所有権以外の権利をいう。第百七条及び第百二十六条において同じ。）であるときは、法第四十条第一項第八号又は第百二十二条第一項第十八号の規定により鑑定評価を行った者を含む。）の氏名又は名称及び当該調査に係る資格」を「及び次に掲げる事項」に改め、同号に次のように加える。

イ　特定資産が法第四十条第一項第八号イ又は第百二十二条第一項第十八号イに掲げる資産であるときは、法第四十条第一項第八号イ又は第百二十二条第一項第十八号イに規定する当該資産に係る不動産の鑑定評価の結果（資産の種類ごとの内訳を含む。）及び当該鑑定評価を行った者の氏名

ロ　特定資産が法第四十条第一項第八号ロ又は第百二十二条第一項第十八号ロに掲げる資産であるときは、法第四十条第一項第八号ロ又は第百二十二条第一項第十八号ロに規定する当該資産の価格につき調査した結果（資産の種類ごとの内訳を含む。）並びに当該調査を行った者の氏名又は名称及び当該調査に係る資格

第十八条第七号中「、第二号」を「第二号」に、「第五号に」を「同号に」に改め、「限る」の下に「。以下この号において同じ」を、「とき」の下に「、又は第三号から第五号までに掲げる事項の内容の改定があり得る場合」を加え、「確定する」を「確定し、又は改定する」に改め、同号ロ中「すべて」を「全て」に改め、同号ロ(3)中「特定目的借入れ」を「特定借入れ」に改め、同号ハ中「すべて」を「全て」に改め、同条第八号中「前号まで」を「第五号まで及び前号」に改める。

第十九条第一号中「特定資産の」を「特定資産（従たる特定資産を除く。以下この号から第三号までにおいて同じ。）の」に改め、同条第二号中「同条第三項」を「同条第二項」に改め、同条第三号中「特定目的借入れ」を「特定借入れ」に改め、同条第六号を同条第七号とし、同条第五号中「第三号」を「第四号」に改め、同号を同条第六号とし、同条第四号中「前三号」を「第一号から第三号まで」に改め、同号を同条第五号とし、同条第三号の次に次の一号を加える。

四　特定資産の管理又は処分により得られる金銭の全部又は一部を当該特定資産又は他の特定資産の取得に係る資金の全部又は一部に充てることを予定する場合（特定資産の管理又は処分により得られる金銭の全部又は一部を従たる特定資産のみの取得に係る資金の全部又は一部に充てることを予定する場合を除く。）は、その旨

第二十条の見出し中「特定目的借入れ」を「特定借入れ」に改め、同条第二号を削り、同条第三号中ニをホとし、ハの次に次のように加える。

ニ　借入金の使途

第二十条第三号を同条第二号とし、同条第四号中「場合」の下に「又はその改定があり得る場合」を加え、「確定する」を「確定し、又は改定する」に改め、同号を同条第三号とし、同条第五号中「及び第二号」を削り、同号を同条第四号とし、同条第六号を同条第五号とする。

第二十一条第四号から第六号まで及び第八号中「特定目的借入れ」を「特定借入れ」に改め、同条第十一号中「場合」の下に「又はその改定があり得る場合」を加え、「確定する」を「確定し、又は改定する」に改める。

第二十二条第一項中「特定目的借入れ」を「特定借入れ」に改める。

第二十三条第一項第一号中「特定資産」の下に「（従たる特定資産を除く。以下この項において同じ。）」を加え、同項第二号中「第二百条第三項」を「第二百条第二項」に改める。

第二十六条第二項中「すべて」を「全て」に改め、「第十五条第四号、第六号及び第九号、第十六条第四号から第六号まで及び第八号並びに」及び「から第五号まで」を削り、同項第三号中「特定目的借入れ」を「特定借入れ」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（届出を要しない資産流動化計画の変更）

第二十六条の二　法第九条第一項ただし書に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項の変更とする。

一　法第五条第一項第二号ニ(2)から(6)までに掲げる事項

二　第十三条第五号から第八号までに掲げる事項

三　第十四条第四号から第十一号まで、第十三号ロからホまで及び第十四号に掲げる事項

四　第十五条第四号から第九号までに掲げる事項

五　第十六条第四号から第八号までに掲げる事項

六　第十七条第三号に掲げる事項

七　第十八条第三号から第五号までに掲げる事項（同号に掲げる事項については、同条第七号ロの場合に限る。）

八　第二十条第二号に掲げる事項

九　第二十一条第六号及び第七号に掲げる事項

第二十九条中第五項を第十項とし、第四項を第八項とし、同項の次に次の一項を加える。

9　特定目的会社は、第十九条第二号に掲げる事項を変更した場合（第三項本文に規定する場合において、当該事項を変更したときを除く。）は、当該変更のために新たに締結した第八条第一項第一号に規定する信託に係る契約書又は同項第二号に規定する契約の契約書の副本又は謄本を第一項の資産流動化計画変更届出書に添付しなければならない。

第二十九条第三項中「場合」の下に「（第三項本文に規定する場合において、当該事項を変更したときを除く。）」を加え、同項を同条第六項とし、同項の次に次の一項を加える。

7　特定目的会社は、第十八条第六号に掲げる事項を変更した場合（第三項本文に規定する場合において、当該事項を変更したときを除く。）は、当該変更のために新たに締結した第七条第一項第三号に掲げる契約の契約書の副本又は謄本を第一項の資産流動化計画変更届出書に添付しなければならない。

第二十九条第二項の次に次の三項を加える。

3　特定目的会社は、第十八条第一号に掲げる事項を変更した場合（資産流動化計画に特定資産（従たる特定資産を除く。以下この項において同じ。）として記載され、又は記録された資産以外の資産が、当該変更により新たに特定資産として記載され、又は記録される場合に限る。）は、新たな特定資産（当該変更により資産流動化計画に新たに特定資産として記載され、又は記録される資産をいう。以下この項において同じ。）に係る第七条第一項各号に掲げる契約の契約書の副本又は謄本並びに第八条第一項各号並びに第九条第一項第九号及び第十一号に掲げる書類を第一項の資産流動化計画変更届出書に添付しなければならない。ただし、新たな特定資産を譲り受けるために競争入札に参加する場合（当該競争入札に係る実施要項を記載した書面若しくはこれに準ずる書面（当該競争入札を実施する者が作成し、複数の者に交付したものに限る。）又はその写しを同項の資産流動化計画変更届出書に添付して提出する場合に限る。）にあっては、第七条第一項第一号に掲げる契約の契約書の副本又は謄本及び第八条第一項各号に掲げる書類の添付を省略することができる。

4　第八条第二項及び第九条第二項の規定は、前項本文の場合について準用する。この場合において、第八条第二項中「業務開始届出又は新計画届出（法第十一条第一項の規定による届出をいう。以下同じ。）」とあり、及び第九条第二項中「業務開始届出又は新計画届出」とあるのは、「資産流動化計画変更届出書の提出」と読み替えるものとする。

5　第三項ただし書の規定により第七条第一項第一号に掲げる契約の契約書の副本若しくは謄本又は第八条第一項各号に掲げる書類の添付を省略して第一項の資産流動化計画変更届出書の提出を行った特定目的会社が第七条第一項第一号若しくは第八条第一項第二号に規定する契約を締結し、又は同項第一号に規定する信託を設定したときは、速やかに、これらの契約又は信託に係る契約書の副本又は謄本を管轄財務局長に提出しなければならない。なお、当該資産流動化計画変更届出書に係る変更後に資産対応証券の発行を行う場合にあっては、当該変更後最初に資産対応証券の募集等を行う日までに、これらの契約を締結し、又は信託を設定しなければならない。